

建設業界のイメージ形成に及ぼすマスメディアの影響

計画マネジメント・皆川研究室 佐藤 綾

1. はじめに

(1) 研究背景

近年わが国では、「土木」に対する世間の風当たりが冷たく、あまり良いイメージを持たない人が一般的に多いように思われる。日々の暮らしを支える道路、河川の氾濫を防ぐダムなど本来必要であるはずの公共事業への強い批判も多く聞かれる。その大きな原因として上のほうでは「談合」「政治家との癒着」「政治献金」、下のほうでは「きつい・汚い・危険」の3Kが挙げられる。特に談合に関しては、8割近くの土木技術者が“談合を生む構造はなくなる”と認識しており¹⁾、これがマスメディアなどを通して一般にも伝わっている。そのため“建設産業は犯罪行為である入札談合を容認する集団ではないか”というつよい疑念を世間に対して持たせてしまっている。火災・地震・台風・水害などの日常的に起こりうる災害時など、土木建設業は社会にとって重要な存在であるにも関わらず、ほんの一部の業者の不祥事のためにすべての土木建設業者が差別されてしまっている。

(2) 研究目的

研究背景で述べたように、我々は「土木」のイメージを一般の人に与えているものの一つにマスメディアがあると考えている。そこで、マスメディアにはどのような性質があるのかについて知り、建設業界に関する報道の傾向について調べ、その報道が一般の人々に及ぼす影響について考える。また、土木技術者が犯罪行為を容認しているわけではないということがどうすれば世間にしっかりと伝えられるか、社会基盤を支えている土木に対してどうしたら適正なイメージを持ってもらえるかについて考えるのが本研究の目的である。

2. 研究内容

(1) 建設業界に対する世間のイメージ

前述の通り、我が国では建設業界に対する世間のイメージは良いとは言えない。日経コンストラクションが2009年に『なぜ建設業界は叩かれるか』と題

して、建設会社、建設コンサルタント会社、建設資材・建設機械・建設関連機器メーカーに勤務している「建設業界の回答者」とそれ以外の「一般の回答者」に分けてアンケート調査を行った。その結果によると、建設業界内と世間とで大きな認識のギャップがあることがわかる。そのギャップが最も顕著に表れたのは“建設業界では談合が広く行われていると思うか”という質問である。建設業界内では、2005年12月に大林組・鹿島建設・清水建設・大成建設の大手ゼネコン4社の行った「談合決別宣言」を受けてか、「談合が行われていると思う」との意見は4割に留まったが、世間では9割以上が「談合が行われていると思う」と回答している。²⁾残念ながら、談合決別宣言で業界が生まれ変わろうとしていると感じているのは、業界内だけのようである。

そこで、本研究では研究対象を談合事件に関する報道に絞って研究を行うこととした。

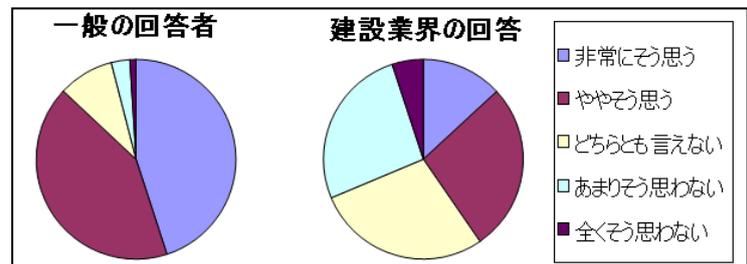


図-1: 日経コンストラクションのアンケート結果

(2) 日本の建設業界の仕組み

日本の建設業界には、他の業界にはない特殊な構造がある。³⁾

- ①企業数の多さとその規模の格差
- ②官主導・民従属の二者構造
- ③結果重視の契約
- ④契約意識の甘さ
- ⑤天下りによる人脈営業

これらの構造が、談合を文化にまでしてしまった原因となっていると考えた。談合をなくすためには、まず談合が発生しにくい社会を作らなくてはならない。そこで、上記の構造の問題点を下にまとめた。

①企業数の多さと企業規模の格差

90年代、バブル崩壊に対する景気対策としての建設投資が増加に伴い建設会社も増加し、2000年には約60万社とまでなった。その後、建設投資の減少により企業数も減少したが、それでも約51万社である。これは、長きに渡って談合が繰り返されてきた結果ではないかと考えた。また、企業規模については、地元中心の中小企業には災害時の速い対応などの役割があり、これらの地元企業が大手ゼネコンとの競争で生き残るために談合が必要であったという考えも容易に想像できる。

②官主導・民従属の二者構造

わが国では、コンサルタントは発注者側の一員として位置づけられていて、基本的に発注者と企業の二者構造で公共工事が行われていることとなる。この構造がとられた当時は、発注機関が民間企業へ技術を移転する役割もあった。しかし現在では、発注機関は事業の必要性などの説明責任が問われており、発注機関に企業よりも優れた技術があるわけではない。この構造の問題点を生めるために俗に「汗かきルール」と呼ばれる企業側からの無償の技術提供の文化が生まれてしまったことは容易に想像できる。

③結果重視の契約

わが国の公共工事は、基本的に契約総額のみで提出で競争入札が行われ、代金内訳書、施工計画書、工程表は契約成立後に提出すればよいこととなっている。契約後に提出する代金内訳書、施工計画書、工程表に拘束力はなく、契約総額と完成期日のみで拘束で事業が行われることとなっている。このような契約を行っているのは、公共事業を進める上での様々な状況変化に臨機応変に対応することができるようにとの理由があり、戦後の社会基盤整備において、優れた生産性を発揮してきた。しかし、公共事業に必要な説明や透明性が求められるようになった現在、契約総額のみで入札を行うのでは問題がある。また、談合をする側からすると入札金額のみを談合で決めておけばいいので、談合が容易に成立してしまう極めて無防備な方式であるといえる。近年では、総合評価方式などの新しい入札方式も採られるようになってきているが、これらの一刻も早い普及が望まれる。

④契約意識の甘さ

これは建設業界に限らず、わが国全体において言

えることである。日本人特有の性質である強調の原理を重視すること⁴⁾が影響していると考えられる。この性質のために、わが国では、契約よりも話し合いが重要視されており、それが契約意識の甘さに繋がったということである。また、他の要因として、産業の実態と法令の間に生じる乖離の問題が考えられる。完成までに数年かかる程の大きな公共工事でも、1年ごとに予算を追加していく「単年度予算」がその一つである。他国にはこのようなシステムはほとんどない。談合はこのような乖離を埋めるための、1つの手段であったと考えられる。

⑤天下りによる人脈営業

近年、社会的に批判を受けている天下り。発注機関のOBが外郭団体や企業に再就職することを言う。企業が天下りを受け入れる理由は、技術的なものではなく、発注機関での人脈を使った営業である。正しく競争入札が行われていれば、天下りの人脈営業は意味の無いものであるが、談合を行った入札においては人脈が重要なものとなってくる。つまり、天下りの禁止なくして談合をなくすことはできないということである。

(3) 談合とは

公共事業などの競争入札において、本来競争するはずの業者同士があらかじめ話し合っただけで協定することで、高い価格での落札や持ち回りでの落札を行い業界全体で利益を不当に分け合うことをいう。談合問題に対する一般の意識の高まりなどを理由に、入札談合を刑事事件として厳しく取り締まることが求められるようになった。公正な価格競争を行わず、発注元の国や地方公共団体の支出を増すことになるため、刑法と独占禁止法にて公共工事の入札における談合は犯罪行為であると明確に規定されている。入札談合は法的に厳しく罰せられる犯罪行為であり、許されないものである。

(4) 新聞記事の検索

マスメディアの調査を行うにあたり、新聞記事・テレビ放送・ラジオ放送のバックナンバーを調査することは可能であるかを確認した。テレビ放送とラジオ放送の報道に関しては、バックナンバーが一般に公開されておらず、調査を行うことは困難であることがわかった。新聞記事に関しては、インターネット上でバックナンバーが公開されており、記事のタイ

トルや内容などから検索を行うことも可能だという事がわかった。また、テレビやラジオの報道は細かな情報が散らばっており、報道の傾向がわかりにくい。まとまった情報を得るには新聞が優れていると考えた。以上の理由から、調査の対象を新聞記事に絞ることに決定した。

(5) 検索条件

朝日新聞の過去の記事を検索できるデータベース「聞蔵Ⅱビジュアル」を用いて、以下の検索条件で年代ごとの建設業界における談合事件の記事の数を調べた。

- ・ 発行社が東京のものに限る
- ・ 「談合 and 建設」で見出し検索
- ・ 1年ごとに記録
- ・ 記事の内容を確認し、関係のないものは外す

図-2 検索条件

(6) 記事の評価方法

談合事件に関する報道の公平性について調べたい。つまり、報道の内容が適正であるかどうかを知りたい。そのためには、新聞記事1つ1つを読み、報道の傾向を調査する必要があると考えた。また、その結果をわかりやすく示すために、下の図に示した5つのチェックポイントを設定して報道の傾向を数値化することにした。点数は、各チェックポイントの平均点とする。ただし、⑤に関しては出展を要するような情報がない場合には場合は点数に含まない。チェックポイントについて下の図にまとめた。

- ①記事の段階
 - 処分……………2点
 - 事件……………1点
 - 疑惑……………0点
- ②工事の詳細の有無
 - 書かれている……………2点
 - なし……………0点
- ③当事者(受注側)へのヒアリング
 - あり肯定している……………2点
 - あったが否定している……………1点
 - なし……………0点

- ④当事者(発注側)へのヒアリング
 - あり肯定している……………2点
 - あったが否定している……………1点
 - なし……………0点
- ⑤情報の出展の記載
 - 具体的な社名など……………2点
 - 〇〇関係者など抽象的……………1点
 - 匿名など不明……………0点

図-3 チェックポイントと点数

(7) 新聞記事の評価例

前述のチェックポイントによる新聞記事の評価方法を実際の記事を用いて解説する。

- ①処分などの記述がないため「疑惑」段階の記事である……………2点
- ②書かれているので……………2点
- ③あるが否定している……………1点
- ④あるが否定している……………1点
- ⑤情報の出展なし……………0点

以上のことから、この記事の点数は

$$(2+2+1+1+0)/5=1.2$$

1.2点となる。

No.	発行日	朝夕刊	面名	ページ	文字数
00003	1990年05月23日	朝刊	千葉		00818文字

公民館建設で談合情報 名指しの業者が落札 舟橋

船橋市の薬円台公民館(仮称)建設工事の指名競争入札が22日行われ、京成建設が6億5600万円で落札した。この入札について「談合で京成建設が落札することになっている」との情報が21日、朝日新聞京葉支局に寄せられていた。市契約課は入札前に指名業者11社から事情を聴いたが、いずれの業者も談合の事実を否認したため入札を実施した。

問題の入札では9日に業者11社が指名された。今年度初の工事発注ということもあり、いずれも市内の大手。公民館は新京成線薬園台駅近くで91年6月に開館を予定している施設で、公民館と児童館、老人憩の家が鉄筋3階建ての建物に入る。敷地は賃貸で1日に契約済み。6月の定例議会で承認を得て7月に建設工事に着手する予定だ。

朝日新聞京葉支局に寄せられた情報「ある方面から工事は京成建設への圧力がかった。10日に市役所で行われた現場説明会のあと、市役所近くの料理屋で業者による談合があり、京成建設が落札することになった」などの内容。連絡を受けた契約課は「談合」しないように現場説明会当日にも業者にご注意した。民間の建設工事が活発で業者は人手不足の状態。談合をしてまで公共事業を獲得しようとするのか疑問」としながらも、22日に事前の事情聴取を決めた。

業者を個別に呼んで行った事情聴取では、「現場説明会のあとどこへ行ったか」「話し合いで特定の業者の名前が出たことがあったか」などが聴かれたが、どの業者も「そのまま会社へ帰った」「現場を見に行った」「特定業者の名前が出たことはない」などと答えたという。

京成建設は「談合の事実は一切ない。厳密に見積もりをした結果だ」と話した。市財政部は「談合していないとの回答を業者から得た以上、入札は実施せざるをえない。今後、特別な情報が寄せられるなどしない限り、このまま契約することになる」という。

図-4 新聞記事の評価例

3. 研究結果と考察

(1) 談合に関する記事数の推移

調査結果を図-5 にまとめた。1990 年以前は非公式でありながらも半ば公然と談合が行われており、それなりに業界内の秩序も保たれており事件になることが少なかったため、件数が少ないものと推測される。1990 年代に入り、徐々に犯罪事件として取沙汰されるようになる。1993 年の金丸信氏の東京佐川急便事件を受け、談合や政治献金などが世間でも問題となり始め、新聞でも多く扱われるようになってきている。

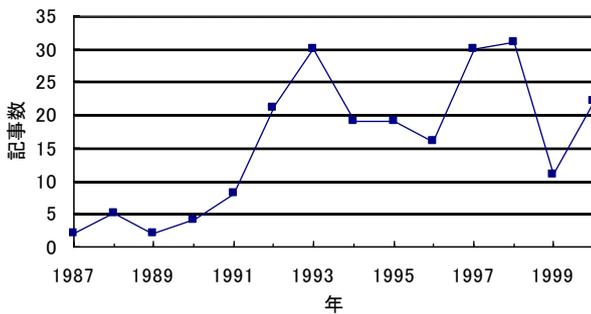


図-5 新聞記事数の推移

(2) 談合に関する記事の段階分類結果

前に述べた、チェックポイント①記事の段階の分類結果を図-6 にまとめた。全体を通して「談合疑惑」を扱う記事が多いことがわかる。疑惑の記事の大半は、新聞社などに匿名の談合情報が寄せられたというもので、当事者は否定していることが多い。1992 年に「処分」の記事が飛びぬけて多いのは、談合の場とされる親睦団体「埼玉土曜会」に参加していた大手建設会社 66 社をめぐると一連の事件の処分が決定したことを受けている。

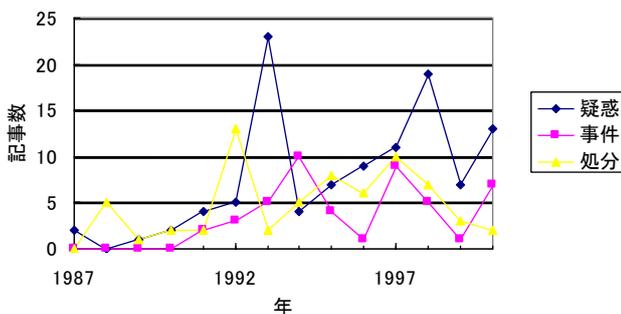


図-6 新聞記事の段階分類結果

4. おわりに

(1) まとめ

談合事件が文化と言われるまでに浸透してしまった、日本の建設業界の仕組みや過去の談合事件について調査を行い理解した。それらの調査により、談合事件に対する世間の関心の高さが伺えた。また、談合事件を扱った新聞記事の評価方法を確立した。新聞記事の調査を行い、過去に談合事件が新聞で報道されてきた件数や、談合事件に関する新聞報道は、「疑惑」段階の記事が大半を占めていることがわかった。

(2) 談合に関する記事数の推移

引き続き談合事件に関する新聞記事の評価を行い、新聞報道の傾向を調査してゆく。そして、その報道が一般の人々に及ぼす影響について考える。談合事件に関する新聞報道の大半を占める、新聞社などに匿名の談合情報が寄せられたという記事のその後を追い、談合事件であったのか否かの調査も行う。また、専門紙の報道の傾向も調査を行い、一般紙の結果と比較することにより、新聞報道が一般の人々に与える影響とそれを受けた一般の人々の建設業界へのイメージについて考える。土木技術者が犯罪行為を容認しているわけではないということがどうすれば世間にしっかりと伝えられるか、社会基盤を支えている土木に対してどうしたら適正なイメージを持ってもらえるかについて考える。

【参考文献】

- 1)日経 BP 社「緊急連載 談合はなくなるか第 1 回」日経コンストラクション 2005 年 7 月 8 日号, pp54-62
- 2)日経 BP 社「特集 なぜ建設業界はたたかれる」日経コンストラクション 2009 年 8 月 14 日号, pp38-59
- 3)DANGO を考える会:『談合がなくなる 生まれ変わる建設業界』日刊建設工業新聞社, 相模書房, 2006 年
- 4)岡本浩一:『無責任の構造』, PHP 新書, 2001 年
- 5)郷原伸郎:『「法令遵守」が日本を滅ぼす』新潮社 新潮新書, 2007 年
- 6)河上和雄:『汚職・贈収賄 その調査の実態』, 講談社, 2003 年